

和歌山市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和7年9月1日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	丹羽直子
同 上	中谷謙二

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和7年9月1日

和歌山市監査委員

和 行 経 第 4 7 号
令和 7 年 8 月 1 4 日
(2 0 2 5 年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

包括外部監査結果に基づく措置等について（通知）

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のと
おり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
1 防災・減災に関する計画 (1) 各計画の関連性について 長期総合計画は市のまちづくりに関する最上位の計画と位置付けられ、地域防災計画は防災の枠組みの中で上位の計画として位置付けられている。しかし、長期総合計画以外の防災に関連する計画は公表されているもので11本あるが、各計画にどのような内容が記載されているか、各計画の位置づけがどうなっているか、それぞれの計画がどのように関連しているのか、漏れなく重複なく作成されているかどうか、把握するのが困難な状況になっている。 各計画の概要が一目で確認できるような一覧化された資料を作成し、各計画の位置づけ及び関連性が把握できるような樹形図等の理解しやすい図を作成しておくことが望ましい。	一覧化された資料及び関連性が把握できるような資料を作成します。	危機管理局 総合防災課 都市建設局 建築指導課	16 23
(2) 長期総合計画における現状評価 ① 和歌山市地域防災計画整備事業の現状評価の記載内容について 当事業に対する評価の視点として少なくとも、各種防災関係計画が漏れなく作成されているか、防災活動が総合的かつ計画的に実施されるように整備されているか、地域防災計画の検討や修正が十分であったか、が重要と考えられる。 しかし市は、当事業の長期総合計画の現状評価において、「自然災害が懸念されており、ニーズは増大している」という当事業の必要性に対する評価の記載のみとなっている。 当事業の目的や取組内容を踏まえ、当事業に対する必要性の記載に加え、長期総合計画での現状評価の記載をより充実させることを検討されたい。	次回改定で現状評価の見直しを実施します。	危機管理局 総合防災課	16 36

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
② 事業者の防災力強化事業に対する評価方法について 市は事業者の防災力強化のためBCPセミナーの実施と事業者へのBCP策定の周知を行っている。当事業に対して、長期総合計画の現状評価において「一定程度の事業者がセミナーに参加しており、啓発効果が認められる。」と評価している。 しかし、具体的に当事業がどの程度事業者の防災力強化に貢献できているかを測定できていない。客観的に評価できるような指標を設定することが望ましい。	事業者の防災力強化事業の効果を高めるには、可能な範囲で効果検証を行うことが重要であるため、今後は戸別訪問件数を指標とし、目標を設定のうえ、着実に推進します。	産業交流局 産業政策課	16 51
③ 防災情報システム整備事業の現状評価の記載内容について デジタル技術の向上や外国人の増加、災害の発生頻度の増加等、環境が変化している中で、防災情報システム整備事業に対する評価としては、防災行政無線とその他情報連携に係るシステム機器が現時点でも有効に活用されているか、新たなシステム機器の導入の余地がないかという視点が重要と考える。しかし市は、当事業の長期総合計画の現状評価において、「近年、各地で発生している自然災害に伴い、市民の災害対策の需要は増加している」という、当事業の必要性に対する評価の記載のみとなっている。 防災情報システムの整備事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事業の必要性に対する評価に加え、長期総合計画での現状評価の記載をより充実させることを検討されたい。	次回改定で現状評価の見直しを実施します。	危機管理局 総合防災課	17 53

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
2 災害に強いまちづくりの推進に対するまちづくり指標について 災害に強いまちづくりの推進の「めざす10年後の姿」は「地震や豪雨等に備えた都市基盤の整備が進み、災害に強いまちが形成されている。」とされており、主な災害として豪雨等だけでなく地震も想定されているが、まちづくり指標は豪雨等に対する「都市浸水対策達成率」のみであり、地震に対する指標が設定されていない。例えば「市有施設の耐震化率」のような耐震化等に関連する指標を設定することが望ましい。	まちづくり指標は、「めざす10年後の姿」の達成度を測るために重要なものであることから、次期長期総合計画策定時に担当課と協議の上、適切な指標を検討し設定します。	市長公室 企画政策課	17 25
3 住宅耐震改修事業における、工事設計の再審査の基準について 市のホームページによると住宅耐震改修事業の補助金申請後、工事中に変更が発生した場合、申請者は和歌山県建築士会等で設計の再審査を受け、改修工事変更届を市へ提出する必要があると示されている。 しかし実際に再審査が必要となるケースは、工事箇所や補強方法の大幅な変更など、耐震診断総合評価に大きな影響を及ぼす工事内容の変更がある場合とのことであった。 再審査の要否の基準は改修工事変更届や要綱等には記載されていないが、記載することが望ましい。	補助金交付決定通知書に同封する案内資料に記載しました。	都市建設局 耐震・空家対策課 (住宅政策課)	17 28

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
4 木造住宅耐震診断事業における、耐震診断受付一覧表への受付日付の入力誤りについて 市は利用者の申込書を受領すると、表計算ソフトにより作成した耐震診断受付一覧表へ基本情報（申込者氏名、住所、受付年月日等）を転記入力する。令和5年度に実施された耐震診断について、関連資料の閲覧を行ったところ、耐震診断受付一覧表の受付年月日（令和5年2月14日）と申込書の受付印の日付（令和5年2月13日）が相違していた診断が1件発見された。 同様の入力誤りが起こらないような対策を検討されたい。また、転記誤りの防止、事務負担の軽減、申請者の利便性の観点から、オンライン申請を導入することも検討されたい。	耐震診断受付情報の入力後、再度、間違いがないか確認を実施します。 オンライン申請については、検討します。	都市建設局 耐震・空家対策課 （住宅政策課）	17 29
5 耐震改修補助事業の市民への周知方法について 耐震改修補助事業に関して現在行われている周知方法は、戸別ポスティング、自治会回覧、市報わかやまへの掲載、ホームページへの掲載であり、また過去にはLINEやラジオも利用していたが、どの周知方法が効果的なのかを検討できていない。 申込者へアンケートを実施すること等により、周知のためにそもそもどの方法が効果的なのかを把握することが望ましい。その上で市の公式SNSの活用も視野に入れ、より有効な方法で周知を徹底されたい。	申込者への聞き取り等を実施し、市の公式SNS活用を視野に入れ、今後の周知方法を検討します。	都市建設局 耐震・空家対策課 （住宅政策課）	18 30

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
6 随意契約の理由書 (1) 東松江ポンプ場計装設備点検業務の理由書について 東松江ポンプ場計装設備点検業務（契約金額：3,630,000円）は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると して随意契約としている。計装設備一式の調整点検及び整備を行うためには水位計製造 メーカーである必要があると主張しているが、説得力に欠ける。 当該計装設備について点検整備実績のある他の業者では当業務が行えない理由や、水 位計製造メーカーでないと点検整備や水位計機器更新ができない理由を裏付けるような 資料を用意し、随意契約によらざるを得ない業務であったことを示すことが望ましい。	今後、随意契約を締結する際には、さらに明確な理由を示していきます。	都市建設局 河川港湾課	18 33
(2) 羽鳥橋第2排水ポンプ場1号ポンプ取替修繕の理由書について 羽鳥橋第2排水ポンプ場1号ポンプ取替修繕（契約金額：10,464,000円）は地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に 該当するとして、随意契約としている。ポンプの取替修繕を行うには、着脱装置の取り替 えが不要で修繕費が別途発生しないポンプメーカーである必要があると主張しているが、 説得力に欠ける。 別メーカーと契約した場合の着脱装置の取替費用（別途計上される修繕費）とポンプ の取替費用の合計額で比較、判断し、別メーカーと契約した場合の不利益を客観的に示 す資料を用意し、随意契約によらざるを得ないことを示すことが望ましい。	今後、随意契約を締結する際には、さらに明確な理由を示していきます。	都市建設局 河川港湾課	18 33

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
7 ため池ハザードマップ (1) 表記のバラつきについて 市が平成30年度に作成したため池ハザードマップの一部に、以下のような点が発見された。 ① ハザードマップの中に消防署、警察署の場所が明示されているが、名称はなく記号で示されているのみのものがあった。記号の説明を凡例にて記載することが望ましい。 ② 地図の縮尺に対して1次避難場所の記号が大きく、どの場所を指し示しているのか不明瞭なため、1次避難場所を明確に誰でも特定できるように改善することが望ましい。 ③ 複数の1次避難場所について、名称が「寺」とどまっており、固有名詞がなく特定しづらい表記となっている。そのため、1次避難場所の名称は固有名詞で記載することが望ましい。	可能な限り指摘事項を反映したため池ハザードマップに修正し、ホームページに掲載しているため池ハザードマップを更新します。	産業交流局 耕地課	19 40
(2) ため池ハザードマップの見やすさについて ため池ハザードマップに記載の「はん濫流の中の歩行の危険性」及び「最大流速図」について、図面が小さく、少なくとも紙ベースでは利用しづらい状況にある。紙ベースでの利用も想定し、より利用しやすい形に改善することが望ましい。	「はん濫流の中の歩行の危険性」はレイアウトを見直し、可能な限り大きく表示できるよう改善します。またホームページに掲載しているため池ハザードマップについても更新していきます。 ただし、「最大流速図」につきましては、表示できるスペースが限られていますので、現状より拡大して表示することが困難です。	産業交流局 耕地課	19 43

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
(3) ため池ハザードマップの周知について ため池ハザードマップは現在も作成途中であり、更新時と作成時には、市民へ情報発信しているが、市民への直接的な周知は戸別配布のみである。一人でも多くの市民にため池ハザードマップの存在を知ってもらうことで、災害発生時の迅速な対処だけでなく、防災・減災の意識の醸成につながることが期待できるため、上記の情報発信手段に加え、市報への記載や市の公式SNSを活用することも検討されたい。	すべてのため池ハザードマップの作成を完了した際には、市の公式SNS等を活用することを検討します。	産業交流局 耕地課	19 43
8 家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値の設定について 市は、家具転倒防止用固定金具取付件数の目標値を過去の実績を踏まえて設定している。過去の実績をもとに単年度の目標値を設定すると、当該事業が本来目指すべき目標と実績の乖離状況をモニタリングすることができない。南海トラフ地震等を想定した被害者数等を踏まえた長期的な目標を設定したうえで、単年度の短期的な目標を設定することが望ましい。	本事業の対象世帯などの数値を基に、予算上の制約を考慮し、南海トラフ地震防災対策推進基本計画における具体目標等を参考に、長期的な目標値を設定し、それに合わせた単年度の目標の設定を検討します。	危機管理局 地域安全課	19 46

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
9 自主防災組織への補助金に係る実績報告の添付資料について 令和5年度に補助金が交付された避難路整備事業について、実績報告の添付書類を閲覧したところ、補助事業等実績報告書に記載の事業完了年月日の根拠となる資料が見受けられなかった。 工事完了日が記載されている工事完了証明書や納品書（施工業者から提出される資料）を自主防災組織より入手する必要がある。また、市自主防災組織補助金交付要綱において工事完了証明書や納品書を補助事業等実績報告書の添付書類として定める必要がある。	工事完了報告書その他の工事完了日が分かる書類を添付するよう、市自主防災組織補助金交付要綱を改正しました。	危機管理局 地域安全課	19 47
10 B C P 作成の必要性の周知について 市はB C Pの作成を周知するために、ホームページへの掲載、B C Pセミナーの開催、企業への戸別訪問、企業へのメール配信を実施している。B C P作成の必要性をより一層周知するため、市報への掲載や市の公式S N Sを活用することが望ましい。企業単位の周知ではないが、幅広く市民へ周知するという点が重要である。	B C P作成の周知について、企業への啓発を進めるとともに、広く市民に対してもB C Pの重要性を認識してもらうため、市報や市の公式S N Sを活用した広報を実施し、普及啓発の充実を図っていきます。	産業交流局 産業政策課	20 51

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
11 備蓄品 (1) 避難所に直接備蓄すべき品目及び目標数量について 和歌山市地域防災計画（総則・予防計画）には、物資の備蓄及び確保体制の整備についての記載があり、市が備蓄している品名、数量及び保管場所が設定されている。 また、備蓄物資の保管については、災害時において輸送が困難となることや地域別に予想される被害状況などを考慮し、災害発生時の迅速な供給を図るため、分散備蓄を推進している。 しかし、すぐに必要と思われる飲料水や毛布が備蓄されていない避難所があった。災害発生時において、直ぐに避難所で使用できるよう直接備蓄すべき品目及び数量の目安について検討し、検討した結果に従い各避難所それぞれで備蓄することが望ましい。	各指定避難所に備蓄すべき品目及び数量について見直しを行い、直接備蓄できるよう保管場所の確保について施設側と協議します。	危機管理局 地域安全課	20 56
(2) 避難所備蓄品と避難所運営物品について 和歌山市備蓄計画では、備蓄物資支給対象者（想定避難所生活者）に支給することを前提に備蓄品目及び目標数量を設定している。その中には、感染防止対策物品の品目及び目標数量が記載されている。対して、支部・避難所運営を効率的に行えるよう作成された支部活動要領には、運営物品情報が明記されているが、その中にも感染症対策物品として、「避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）」及び「その他感染症対策物品」が記載されている。 上記の支部活動要領に記載された「避難所 運営物品箱内容（感染症対策物品）」及び「その他感染症対策物品」の物品は、和歌山市備蓄計画に基づく感染症防止対策物品とは別に避難所に用意する物品であるかどうか不明瞭であった。 避難所の運営において必要とする運営物品と避難所備蓄品を明確に区別し、それぞれ必要とする数量を検討し、管理することが望ましい。	支部活動要領の記載について、運営物品と避難所備蓄品を明確に区別しました。	危機管理局 総合防災課	20 58

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕 防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
(3) 避難所倉庫の視察による監査結果について ① 視察した伏虎義務教育学校において、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄在庫保管一覧表には保管場所が3か所記載されていたが、備品が保管されていた場所は2か所であり、1か所は使用されておらず、その1か所に保管されているとされた備蓄品はなかった。 備蓄品の実地棚卸をするときには、支部活動要領の運営物品情報に記載されている備蓄保管在庫一覧表との整合性についても確認することが望ましい。 ② 視察した伏虎義務教育学校では備蓄品が2か所に分かれて保管されていたが、それぞれの保管場所別の明細が作成されておらず、必要とする備蓄品がどの場所に保管されているかがすぐに分かる状況にはなかった。避難所備蓄品について、保管場所が2か所以上に分かれる場合には、必要とする備蓄品をすぐに取りに行けるよう、それぞれの場所に何がどれだけ保管されているかが分かる資料を作成することが望ましい。	避難所の施設のどこにどれだけ物品が保管されているかを確認し、資料を整備しました。 また、支部活動要領の運営物品情報には、資料の内容を反映させました。	危機管理局 総合防災課 危機管理局 地域安全課	21 59
(4) 避難所の季節を考慮した対策について 支部・避難所運営を効率的に行えるよう作成された支部活動要領内の「避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）」には、避難上の状況想定として、季節を考慮した対策の記載がある。しかし、いずれの対策も検討段階でとどまっているため、季節を考慮した避難所運営が必要となったときに対策が遅れ、避難所運営に支障がでる可能性がある。支部活動要領内の「避難所開設・運営マニュアル（避難所運営の手引き）」に記載のある、季節を考慮した対策はいずれも検討段階でとどまっているため、さらに一歩前に進めた議論をし、準備を進めることが望ましい。	検討段階であったものについては、計画的に整備を行っていくこととなり、支部活動要領の記載も変更しました。	危機管理局 総合防災課	21 60

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和6年度）

〔監査テーマ〕防災に関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
(5) 備蓄品の保管場所について 災害時において紀の川を境とする北部と南部の間における輸送が困難となることが想定される。しかし、すべての種類の備蓄品が紀の川の北部側、南部側でそれぞれ保管されているわけではない。 備蓄品の確保が紀の川北部側と南部側でそれぞれ完結できるよう、備蓄品の配置を検討することが望ましい。	各指定避難所へ必要な物品を速やかに供給できるよう、紀の川北部側と南部側備蓄倉庫における備蓄品の配置について、各指定避難所に直接備蓄する備蓄品と併せて検討します。	危機管理局 地域安全課	21 64
(6) 備蓄倉庫の視察による監査結果について ① 視察した第四備蓄倉庫は紀の川近くに位置し、ハザードマップによると、洪水リスクのあるエリアに建てられているため、浸水リスクを認識し、床面を地面より1メートルほど高くして倉庫を建てている。しかし、水に弱い段ボールパーテーションが床置きで保管されており、土嚢袋が備蓄されていないといった状態にあった。 全ての備蓄倉庫において、土嚢袋を確保する、水に弱い備蓄品の配置に留意する等、浸水リスクに対する意識をさらに高めることが望ましい。 ② 第二倉庫、第四倉庫とも、倉庫内に棚が設置され、棚の上段から下段まで備蓄品が保管されている。下一部の棚には落下防止柵が設置されているものの、大部分は落下防止柵が設置されておらず、備蓄品が落下する危険性が残るものであった。地震発生時（余震含む）に落下により備蓄品が壊れる、備蓄品配送作業時に落下物でけがをすることを防止するため、倉庫内備蓄品の落下防止策を検討することが望ましい。	①浸水対策として、備蓄品に被害が及ばないように土嚢袋を各備蓄倉庫に整備しました。 ②落下防止のため、落下防止柵を設置できる箇所について、取付を実施しました。	危機管理局 地域安全課	21 65
12 ホームページに掲載されている公表資料について ホームページに掲載されている「和歌山市市有建築物耐震化促進計画（概要）」には、いくつか古い記載が残っており、最新の情報に更新されていない箇所がある。 ホームページに掲載されている公表資料は、最新の情報に更新するのが適切である。また、計画内容を定期的に見直し更新する機会を設けることが望ましい。	「和歌山市市有建築物耐震化促進計画（概要）」を見直し、ホームページも更新しました。今後必要に応じて見直し更新します。	危機管理局 総合防災課	22 69